

掛 川 市 公 告

芳峠地区土地改良事業共同施行（掛川市大坂地内）の換地処分をした旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

平成28年4月21日

掛川市長 松 井 三 郎